

カーボン・オフセット認証制度利用約款

改1：平成22年4月1日

(本約款の目的)

第1条 本約款は、カーボン・オフセット認証制度運営委員会（以下、「運営委員会」という）の決定及び第3条第2項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度参加者と気候変動対策認証センター（以下、「認証センター」という）との関係を規定するものである。

(適用範囲)

第2条 認証センターに対して、カーボン・オフセット認証申請を行った制度参加者は、申請と同時に本約款に合意したものとみなし、本約款に従わなければならない。

2 本約款とは別に、本約款に係る特約を設定した場合には、特約が約款に優先する。

(定義)

第3条 本約款において、制度参加者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- (1) 環境省の制定した「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」に準拠した取組を行うことにつき、認証センターへのカーボン・オフセット認証申請に伴い、認証センターに制度参加者登録を行っている者
- (2) 環境省の制定した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」に準拠した事業活動を行うことにつき、認証センターによる第三者確認及び情報公開を行う制度（以下「あんしんプロバイダー制度」という・商標登録済）への参加申請を行ったオフセット・プロバイダー

2 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める規則、規程又はその他の文書を意味する。

- (1) カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）
- (3) カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン
- (4) カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン
- (5) カーボン・オフセット認証制度実施規則
- (6) カーボン・オフセット認証制度委員会規程
- (7) カーボン・オフセット認証制度ラベル・名称使用等規程
- (8) カーボン・オフセット認証制度実施要領

3 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

(認証等を得た場合の制度参加者の権利)

第4条 制度参加者は、カーボン・オフセット認証委員会（以下、「認証委員会」という）により認証を得た場合は、ラベル・名称使用等規程を遵守することを前提に、認証が得られた範囲内において、認証センターより発行された認証書を公開し、もしくは商品等に対しカーボン・オフセットラベル（商標登録済）を印刷・貼付し、又は認証情報の提供等を行うことができる。

2 あんしんプロバイダー制度への制度参加者は、認証委員会による情報提供内容確認の後、ラベル・名称使用等規程を遵守することを前提に、あんしんプロバイダー（商標登録済）という名称を用いることができる。

(制度参加者の義務及び合意)

第5条 制度参加者は、カーボン・オフセット認証制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改変等があった場合にも、この内容に従うことを誓約する。

2 第1項に加えて、カーボン・オフセット認証制度における審査及び確認において、認証センターの審査チーム及び専門家チームが、申請書の記載内容等を確認するため、以下の各号に掲げる作業又は追加資料の提出若しくは説明を行うことに合意する。

- (1) 申請書記載事項に関する証拠書類
- (2) 申請書記載事項に対する質問への回答
- (3) 制度参加事業者へのインタビューへの回答
- (4) 関係者へのインタビュー手配及び回答依頼
- (5) その他審査に必要な要請事項への回答

3 第1項に加えて、制度参加者は、認証センターが認証に関する業務を、外部の機関又は個人に下請負契約することがあることに合意する。

(個人情報)

第6条 認証センターは、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。

2 制度参加者は、認証センターが、当事業に必要な範囲で、制度参加者の個人情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

(免責事項)

第7条 カーボン・オフセット認証制度上の各種申請等、プロジェクトに対する投資等又はカーボン・オフセット認証済の商品等の売買等、カーボン・オフセット認証制度の利用又

は参加等に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度参加者の責任で対処しなければならない。また、カーボン・オフセット認証制度の利用によりいかなる損失が生じても、カーボン・オフセット認証制度における各委員及び認証センターは責任を負わず、制度参加者は、カーボン・オフセット認証制度における各委員及び認証センターに対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第8条 運営委員会及び認証センターは、予告なく本約款を改定することができ、また、特約を別に定め、また改定することができる。また、約款及び特約を制定又は改定したときは、認証センターのホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、認証センターの指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止または終了)

第9条 カーボン・オフセット認証制度は、利害関係者が表明した見解を踏まえ、気候変動対策認証センターのホームページへの掲示による予告の上で、制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度参加者に損害等が発生しても、カーボン・オフセット認証制度における各委員及び気候変動対策認証センターは一切責任を負わない。

(準拠法ならびに管轄裁判所の合意)

第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、第1回運営委員会による決議があった日から施行する。
2. あんしんプロバイダー制度については、平成20年度施行分については、旧制度のもとで実施し、第1回運営委員会後の新規申込及び更新に対してのみ本約款を適用する。
3. 改定1は平成22年4月1日より適用される。